インタフェース仕様書サービス事業所編修正履歴

(内容現在 平成26年4月30日)

	■ MA					
No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	28-3	ページ番号 28-3 ※6 法第三十一条 <u>が適用される</u> 場合、「市町村が定める額」もしく は「1割相当額」のうち小さい額 設定する。	1	28-3	ページ番号 28-3 ※6 法第三十一条 <u>に基づき、「1</u> 割相当額」よりも低い額を市町村 が設定した場合は、「市町村が定 める額」を設定する。	1
2	126-3	ページ番号 126-3 ※5 法第二十一条の五の十一、または法第二十四条の五が適用される場合、「都道府県等が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を設定する。	1	126-3	26年10月以降の場合】 (1)月達度 年10月以降の場合】 (1)月達度 (1)月期 (1)月 (1)月期 (1)月 (1)月期 (1)月期 (1)月期 (1)月期 (1)月期 (1)月期 (1)月期 (1)月期 (1)月 (1)月期 (1)月 (1)月期 (1)月期 (1)月 (1)月 (1)月 (1)月 (1)月 (1)月 (1)月 (1)月	1